

記者提供資料
2019年(令和元年)10月30日
福祉政策室福祉総務課 TEL：918-5025 (菅野：2253、光永：2218)

災害時の要配慮者の避難支援強化へ 市、学校、民間施設で初の連携訓練を実施

～避難所（福祉避難室）から民間福祉避難所への移送及び受け入れ～

1. 訓練趣旨

災害時に要配慮者が避難する福祉避難所については、市の指定福祉避難所として総合福祉センター及びふれあいプラザあかし西の2か所が指定されていますが、2016年に発生した熊本地震では、福祉避難所の設置運営に関する経験不足などの理由から、避難者の受け入れに支障をきたすなど課題が顕在化しました。これらの教訓をもとに、市では、現在民間法人等（6法人8施設）と『福祉避難所設置運営協定』を締結し、災害時における要配慮者の受け入れ確保に努めているところです。

この度、11月5日の「世界津波の日」にあわせて、災害時の要配慮者支援策の実効性を高めるため、市内小学校（福祉避難室）からの要配慮者移送支援と、協定締結先施設での福祉避難所の開設及び初期運営の手順を確認するため、市内では初めてとなる実践的な連携訓練を実施し、災害時の円滑な避難支援・関係機関の連携強化を図るとともに、福祉避難所開設初期の運営上の課題を抽出・整理します。

2. 訓練日時

2019年11月6日（水） 午後1時から午後3時まで ※雨天決行、気象警報発表時は中止

3. 訓練場所

明石市立高丘東小学校（明石市指定避難所）

明石市立木の根学園（福祉避難所協定締結施設／管理運営：社会福祉法人明桜会）

4. 訓練参加機関

明石市（福祉局、こども局、総務局）・明石市立高丘東小学校・協定締結法人（社会福祉法人 明桜会 他5法人）・明石市社会福祉協議会

5. 訓練概要

11月4日午前5時46分に南海トラフを震源とする地震が発生し、明石市では震度6強を観測。市内全域で家屋倒壊や多数の死傷者が発生し、避難所には避難者が多数押し寄せている。発災直後から市災害対策本部が立ち上がり、小中学校等の各指定避難所では参集した避難所要員が避難者名簿の作成やトリアージを行い、福祉避難室を開設しているが、そこでの生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の開設を決定した。さらに市施設だけでは対応が困難であることから、協定締結先施設に福祉避難所の開設を要請した。

- ・ 13：00～14：30 実動訓練（要配慮者移送・受入・初期対応 等）
- ・ 14：30～14：55 訓練振り返り、意見交換
- ・ 14：55～15：00 訓練講評